

## 第 21 号

## 損害賠償請求に関する訴訟上の和解及び損害賠償の額の決定について

民事訴訟法第89条の規定による訴訟上の和解の勧告に従い、次のとおり、県の義務に属する損害賠償の額を決定し、和解する。

平成 26 年 9 月 25 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

控訴人兼附帯被控訴人（1審被告）徳島県は、被控訴人兼附帯控訴人（1審原告） と、平成26年（ネ）第189号 損害賠償請求控訴、同附帯控訴事件について、民事訴訟法第89条の規定に基づき平成26年7月17日高松高等裁判所から提示された和解勧告に応じて、損害賠償の額を決定し、和解することにより、本事件を終結するものとする。

## 和解勧告の内容

- 1 1審被告は、1審原告に対し、本件解決金として7000万円の支払義務があることを認める。
- 2 1審被告は、1審原告に対し、前項の金員を、当事者双方で合意した支払期日限り支払う。
- 3 1審原告は、その余の請求を放棄する。
- 4 1審原告と1審被告は、1審原告と1審被告との間において、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は、第1、2審とも各自の負担とする。

## 提案理由

損害賠償請求に関する訴訟上の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。